

京都さつき法律事務所報 第20号 2012(平成24)年8月10日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

残暑お見舞い申し上げます

2012年晩夏

京都さつき法律事務所一同



【さつき読書館】

アガサ・クリスティー＝メアリ・ウェストマコット

弁護士 山下信子

ひさしぶりに読書エッセイを書きました。

~~~~~

アガサ・クリスティーといえば、



ミス・マーブル、エルキュール・ポアロ、トミーとタペンスシリーズなど推理小説が有名だが、メアリ・ウェストマコットの筆名で（クリスティー作であることを15年間も隠すことに成功して）、家族小説を書いていたことは案外知られていない。『春にして君を離れ』『娘は娘』『暗い抱擁』『愛の重さ』等々、夫婦、母子、兄弟の関係や人生の本質をえぐる作品群である。私はとりわけ、『春にして君を離れ』を繰り返し巻き返し読んできた。釣り合った結婚で妻としても母としても成功した自分に満足していた中年女性が、あることを切っ掛けに、人の（夫や子どもの）心がわからない凡庸な自分に気づいてゆく…（これ以上は読書の楽しみを奪ってしまうの

で省略します)。ともかく、たいへん恐い小説である。

これら優れた作品をどうして生み出すことができたか。クリスティー自伝を読むとわかる気がする。アガサは、24歳で結婚し一児をもうけ、「幸せな、うまく行っていた、自信ある人生」を送っていた。しかし、夫は、部下の女性と不貞関係になり、アガサに離婚を申し入れる。夫の論理はこうだ。僕は何としても幸せになりたい・彼女と結婚しなければ幸せになれない・みなが幸せというわけにはいかない・誰かが不幸になるのはやむを得ない。でも不幸になるのがなぜ私なのかという言葉のアガサはこらえ、「悲しみと絶望と断腸の思い」の1年を過ごす。

そして、「多くの女性が遅か

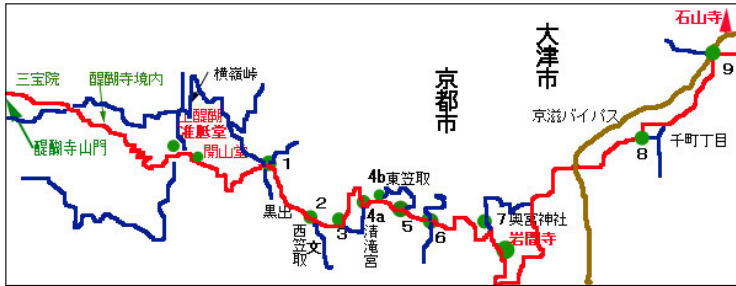
れ早かれ気づくことであろうが、人生で自分を本当に傷つける唯一の人は夫だということに私も気づいた。それより以上に身近な人間は他にいない。他にいないその者との毎日のつきあいと愛情を頼り、それが結婚を構成する、「二度とふたたび、誰の支配下にも自分を置くまい」と決心して、アガサは14年

間の婚姻にピリオドを打つのがあった。この間の苦悩がクリスティの洞察力を深めたのだと私は思う。

クリスティの語ったことは、表現方法は異なっているが、離婚事件の依頼者、とりわけ熟年の依頼者が同じように語る苦悩であり決意である。時代は変わっても、結婚の本質や破綻の

苦悩は変わっていない。他方、既に作家として収入の途を得ていたクリスティと離婚により経済的困窮が予想される私の依頼者とを同列に論じることはできない。心して、離婚事件に取り組もうと思う。

なお、アガサ・クリスティは、40歳のときに14歳年下の考古学者と再婚し生涯連れ添った。人生は長く、やり直しがきく。先日、数年ぶりにお会いした離婚事件のもと依頼者から、「点でとらえるのはやめようと思う」「死ぬ時にいい人生だと思えば合格点ですよ」という言葉を聞きました。この方も苦悩を通して洞察力を深めたのだと思う。がんばろうね。



5月に山科の醍醐寺から大津の上醍醐寺までの長いルートを手直ししました(山下)

## 東日本大震災による被災者支援京都弁護団発足

弁護士 森田基彦



**1** 東日本大震災を原因とする福島第一原発事故から、早1年が経過しました。

**2** 原発事故から期間を経て、被害の全貌が徐々に

明らかになりつつあります。今回の原発事故で、最も分かりやすい被害は、福島原発の近隣市町村より大量の避難者がでたことです。原子力賠償紛争審査会の資料（「自主的避難関連データ」）によれば、避難等対象区域（福島原発から半径40キロメートルの市町村）に指定されたため、政府の指示等により避難した方は1万510人、避難指示を受けない、いわゆる「自主避難」された方は5万327人に上るそうです（平成23年9月22日時点）。もちろん、放射性物質には寿命がありますが、政府試算によれば、20年後でも、避難指示区域の福島県11市町

村の住民8万6000人のうち8%の住民の帰還が難しいとのこと（「毎日新聞」平成24年6月10日朝刊）。

20年もの間、帰還ができなかったら、家も町も荒れ果て、再度、そこで生活することは難しいでしょう。

原発事故は、住民に、帰る家を、そして故郷を喪失するという損害を与えたのです。

**3** 京都においても、宇治、伏見、山科等にて避難・自主避難された方が、生活しておられます。京都弁護士会の会員たちで、京都の避難者支援のための弁護団が結成されました。当事務所所長の山下もメンバー

です。私も、団員として、5月、6月と避難者のための法律相談会に参加致しました。

相談会では、子供を連れて避難する多くのお母さんが目につきました。お母さんの多くは、夫を現地に残し、単身子供達を連れて避難しているのです。被爆による影響の大きい子供達を守りたいという一心で、着の身

着のまま避難した方が多いと感じます。もちろん、彼女らは、家族との間、夫婦の間で様々な葛藤を抱えておられます。

**4** 電力は現在の豊かな生活を営む上で必要不可欠なものです。しかし、今回の事故により、故郷を喪失した方々、家族離ればなれで生活せざるを得ない方々のことを考えると、

原発事故による損害は、原発によって得られるものに比較して、余りにも不均衡です。

今後とも、微力ながら、避難者の生活に役立つ活動を行いたいと思います。

(東日本大震災による被災者支援京都弁護士団ホームページ <http://hisaihashien-kyoto.org/>)

## 黙秘権と蜂

弁護士 本條裕子

「あなたには黙秘権があります。言いたくないことは言わなくても構いませんし、終始黙っていることもできます」

これは刑事裁判で、被告人に対して黙秘権を告げる際の裁判官の台詞です。テレビ等で聞いたことがある方もいらっしゃると思いますが、黙秘権とは、ありていに言えば、被疑者・被告人が言いたくないことを無理矢理言わされずに済む権利であり、憲法第38条1項等で保障されています。

この黙秘権に関して、幼いころに一つ思い出があります。それは小学生のころ、「赤かぶ検事奮戦記」の再放送を見ていたときのことです。

「赤かぶ検事奮戦記」とは、法廷ミステリー小説『赤かぶ検事シリーズ』を原作としたテレビドラマで、検察事務官から叩き上げで検事になった赤かぶ検事こと柊茂（ひいらぎしげる）（名古屋弁）が苦節何十年の経験と法律知識を駆使して事件を

解き明かしていく、という内容です。

もう随分昔のことなので詳細は曖昧ですが、殺人事件がビニールハウスの中で起こり、一人の男性が逮捕・起訴されます。しかし、その男性が犯人であるという決定的な証拠が無く、男性は法廷で「私が犯人だなんてとんでもない」と述べるなど、かなり強気な態度です。ここから赤かぶ検事の尋問が始まります。

「犯人は殺害現場となったビニールハウスの中で蜂に刺されとるんだけど、おみやあさんは“アナフィラキシーショック”を知つとるかや？ 蜂に一度刺された人は、蜂の毒に対して体内で抗体が作られて、もう一度蜂に刺されると、強いアレルギー反応を起こして死に至ることもあるんだと。つまり犯人は、次に蜂に刺されると、“アナフィラキシーショック”を起こすんだが、おみやあさんが犯人でねーなら、これでも平気だわ



な！」と言い、赤かぶ検事は、やにわに法廷に蜂を放ちます。これを見て男性は「俺があいつを殺したんだ！だから助けてくれー！」と叫びます。男性が自白して一件落着となりましたが、私は啞然。裁判ってこんなのでいいの？と思いました。当然黙秘権の侵害です。法学部に入り、黙秘権について勉強して、私の感じた疑問は正しかったのかなあと思いました。うーん、ドラマの脚色っておそろしい。先日まで弁護士のドラマが放送されていたようですが、見ていた方は弁護士にどんな印象を持たれたのか、少し心配になるのです。



## 菅佐知子事務員の



## バグダッド・カフェ

アメリカのとある砂漠にあるガソリンスタンドとモーテルを兼ねたバグダッド・カフェ。女主人のブレンダが、頼りない夫をたたき出し、一人で泣いていたところに、ある日ドイツ人の中年女性ジャスミンがやってくる。ジャスミンは徒歩で現れ、持ってきたスーツケースの中身は男物の服ばかり。

そのカフェにはブレンダの派手だけどころかわいらしい娘や、ピアノばかり弾いている息子、その赤ん坊、ハリウッドから来た変な画家、美人の刺青師、などが暮らしていて、ジャスミンはだんだん彼らとなじんでいきます。

小さなことの積み重ねで、無理だと思っていたことも、いつのまにかできるようになっていたりします。それは手品ではないし、奇跡でもない。自分の間違いに気づくこと、ほんの少しの方向修正すること、それだけのことだけれど、とても難しいものです。

ブレンダはジャスミンに出会ってそれができるようになっ



て、自分で自分の人生に光を引き入れることが出来たんだなあと思います。人との出会いが人を変えるんだなあ。

ジュベッタ・スティールが歌う“Calling you”が、乾いた砂漠に奇妙な表情を与える印象的なモチーフとなっていて、場面場面で挿入されています。出演者の心境を感じさせるような気がして、とても好きです。

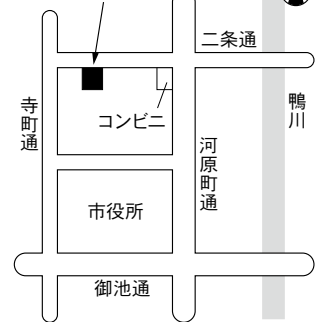
この映画、毎年何故か、あつ—い時期に観たくなって、観ています。きっと今年も汗をかきながら、観るんだろうなあと思います。

さて、インドア派の私でしたが、先日キャンプデビューしました。すっかりはまってしまい、次はいつ行こうかとわくわくしています。いつかキャンプで映画鑑賞が出来たら素敵だなあと妄想しています。



### 事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所  
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る  
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

### 編集後記

猛暑を迎え、企業では計画停電の場合の対策が議論されています。それも大切なことですが、いま見習うべきは、城南信用金庫の姿勢ではないか。同信金は福島原発の事故後直ちに脱原発宣言を発表し電力を東京電力以外の事業者から買うことにしたり、節電機器購入のローンの金利を当初1年間は0%にする商品を発表するなど、通常なら取引先の反応を考慮して躊躇する対策をどんどん行っている勇氣ある企業です。でも後に続く企業がほとんどないそうです。大飯原発の再稼働で考えさせられました。

猛暑のなか皆さんお身体大切に。さつき事務所は8月14日から19日までお盆休みをいただきます。